

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本生企第2056号
令和7年11月27日
宮城県警察本部長

風俗営業所等立入等要領の改正について（通達）

風俗営業所等に対する立入り等については、「風俗営業所等立入等要領の改正について（通達）」（令和4年3月15日付け宮本生企第462号）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり風俗営業所等立入等要領を改正したので、適正な運用に努められたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 立入実施計画の報告に関する規定及び様式を廃止した。
- (2) 調査事項の確認及び立入実施結果の報告に関する様式を改めた。
- (3) 聴聞決定予定日の通知に関する規定を追加した。
- (4) 立入調査結果の管理に関する規定を追加した。

2 施行期日

令和7年11月28日

別添

風俗営業所等立入等要領

1 趣旨

この要領は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく報告及び立入りに関し必要な事項を定めるものとする。

2 報告又は資料提出の要求

(1) 報告又は資料提出の要求範囲

法第37条第1項の規定に基づき、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者及び接客業務受託営業を営む者（以下これらを「営業者」という。）に対する報告又は資料提出の要求（以下「報告要求等」という。）の範囲は、次に掲げるものとする。

ア 営業者が営む業務に関する報告又は資料

イ 法の目的の範囲内で行う指導監督に必要な報告又は資料

ウ 法に基づく指導、監督等を行うため必要最小限度のもの

(2) 報告（資料提出）要求書の交付等

ア 生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、営業者に対して報告要求等を行うときは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成22年宮城県公安委員会規則第7号。以下「施行細則」という。）第12条の報告（資料提出）要求書を営業者に交付するものとする。

イ 生活安全企画課長及び署長は、当該営業者から報告又は資料の提出を受けるときは、その受理等を明確にする報告（資料提出）書（別記様式第1号）を徴するものとする。

(3) 報告要求等を行う際の留意事項

報告要求等は、同一事案について原則として1回とする。ただし、当該報告又は資料の提出が十分に履行されない場合は、追加要求することができる。

3 立入りの種別等

(1) 立入りの種別

法第37条第2項の規定に基づき、風俗営業の営業所、店舗型性風俗特殊営業の営業所、法第2条第7項第1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業の事務所、受付所又は待機所、店舗型電話異性紹介営業の営業所、特定遊興飲食店営業の営業所、酒類提供飲食店営業の営業所及び設備を設けて客に飲食させる営業の営業所（以下「風俗営業所等」という。）に対して行う立入りは、通常立入り及び特別立入りに区分する。

(2) 通常立入り

通常立入りは、次に掲げる事項について調査する場合に行うものとする。

- ア 遵守事項、許可条件等の履行状況
- イ 禁止行為違反の有無の状況
- ウ 法第24条第1項及び法第31条の23において準用する法第24条第1項の管理者の選任状況
- エ 法第36条の従業者名簿の備付け及び記載の状況
- オ 法第36条の2第2項の記録の作成及び保存の状況

(3) 特別立入り

特別立入りは、次に掲げるときに行うものとする。

- ア 法令又は法に基づく条例（以下「法令等」という。）の違反により指導又は警告を受けた風俗営業所等について、その後の状況を調査する必要があるとき。
- イ 新たに開業した風俗営業所等について、その状況を把握する必要があるとき。
- ウ 法第24条第1項及び法第31条の23において準用する法第24条第1項の管理者が、同条第7項の講習を受けなかったとき。
- エ 報告若しくは資料の提出が期日内に行われないうとき、又は報告若しくは提出された資料の内容が不明確であるとき。
- オ 行政処分（許可の取消し、営業の停止命令、営業の廃止命令及び指示をいう。以下同じ。）が行われた後において、その履行状況を確認する必要があるとき。
- カ 営業に関し苦情があったとき。
- キ 前記アからカまでに掲げるもののほか必要があると認めるとき。

4 立入計画の策定及び実施

(1) 計画的立入りの推進

署長は、管内の風俗営業所等の数及び立入りを行う警察官の人数等を勘案し、年間を通じて計画的な立入りを推進するものとする。

(2) 指示及び教養の実施

署長及び警察署生活安全課長等の幹部は、立入りが適正に行われるよう指導監督するとともに、立入りを実施する職員（以下「立入実施職員」という。）に対し、事前に次の事項を指示又は教養するものとする。

- ア 立入りは、原則として複数の職員で実施すること。
- イ 風俗営業所等において営業を営む者及び従業者等の関係者（以下「営業者等」という。）に対して法第37条第3項に規定する身分を示す証明書を提示すること。
- ウ 営業者等の正当な業務を妨害しないこと。
- エ 立入りの範囲は、風俗営業所等に限るものとし、これらに属さない居室その他の場所には立ち入らないこと。
- オ 調査の必要上質問を行う場合については、原則として、営業者等に対する質問に限ることとし、客に対する質問は、営業者等への質問で十分に目的を達しないときに限り行うこと。

- カ 特に必要がある場合を除き、原則として営業時間中に行うこと。
- キ 職員としての品位を保持するとともに、不用意な言動等により誤解を招くことのないように注意すること。
- ク 立入りを拒否された場合は、その事実を立証するため必要な措置を講ずること。

(3) 調査事項の確認

立入実施職員は、立入調査チェックポイント（別記様式第2号。以下「チェックポイント」という。）に基づき、風俗営業所等の業種に応じた調査事項を確実に確認するものとする。

また、法令等の違反を発見した場合は、営業者等に対し、チェックポイントで該当する違反を確認させた上、記名を求めるものとする。

(4) 立入実施結果の報告

立入実施結果は、風俗営業所等立入調査結果報告書（別記様式第3号。以下「結果報告書」という。）にチェックポイントを添付し、速やかに署長に報告しなければならない。

5 措置

署長は、結果報告書の内容を確認し、必要に応じて次の措置を講ずること。

(1) 法令等違反の措置

法令等の違反の軽重、悪質性の程度等を総合的に判断し、速やかに指導、警告、検挙又は行政処分の上申をすること。

(2) 聴聞決定予定日の通知

ア 風俗営業又は特定遊興飲食店営業の営業所への立入りにおいて、チェックポイントのうち、量定がAの違反があった場合は、当該立入りを受けた者に対し、当該立入日から10日以内に、法第4条第1項第8号ロの聴聞決定予定日を通知すること。

また、量定がB又はCの違反があった場合においても原則として上記と同様とするが、処分を加重すべき特段の事情が認められず、許可の取消処分に係る聴聞を行わないことが明らかであるときは、この限りでない。

イ 聴聞決定予定日については、当該立入日から起算して90日以内の特定の日とするが、その基準となる日は、当該立入日から起算して2か月後の日とする。

ウ 聴聞決定予定日を通知した場合は、当該通知に係る風俗営業者に対しては施行細則第2条第1項の聴聞決定予定日通知書を、当該通知に係る特定遊興飲食店営業者に対しては施行細則第2条第2項の聴聞決定予定日通知書をそれぞれ遅滞なく交付すること。

(3) 報告

聴聞決定予定日通知書を交付したときは、当該聴聞決定予定日通知書の写しを生活安全企画課長に送付して速やかに報告すること。

(4) 関係行政機関への通報

消防、建築関係等の行政機関による措置が必要と認められる事項がある場合は、当該行政機関に通報すること。

(5) 通報を行った場合等の報告

前記(4)の規定による通報を行った場合又は特異な事項があった場合には、生活安全企画課長に速やかに報告すること。

6 管理

警察署生活安全課員は、立入調査結果を別に定める風俗営業等許可台帳に記載するとともに、結果報告書を適切に保管すること。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

所在地

名 称

氏 名

報 告（資 料 提 出）書

年 月 日に要求されたことについては、下記のとおり報告・資料提出いたします。

提出した資料については、用済後は返還・廃棄してください。

（返還・廃棄いずれかの文字を二重線で消してください。）

記

報告又は資料の名称	数 量	特 徴

上記資料は、本日返還を受けました。

年 月 日

受領者

立入調査チェックポイント

区分	調査事項	量定	結果
共通事項	1 行政処分（取消し・停止・廃止・指示）違反はないか。	A～C	適・否
	2 年少者に関する違反はないか（接待・接客・客としての立入り等）。	A、B	適・否
	3 客引き又は客引きのためのつきまといをしていないか。	B	適・否
	4 20歳未満の者に酒類又はたばこを提供していないか。	B	適・否
	5 立入りの拒否、妨害等はないか。	D	適・否
	6 従業者名簿を備え付け、住所、氏名等の必要事項を記載しているか。	D	適・否
□ 風俗営業・特定遊興飲食店営業	1 無許可営業をしていないか。	A	適・否
	2 許可証（特例認定営業者の場合は認定証）は掲示されているか。	G	適・否
	3 営業者、管理者、営業所名称、営業所の構造等（軽微なものに限る。）に変更はないか。	F	適・否
	4 名義貸しを行っていないか。	A	適・否
	5 無承認（虚偽又は不正の手段）による構造設備（遊技機）の変更はないか。	A	適・否
	6 営業所の構造及び設備は技術上の基準に適合しているか。	D	適・否
	7 接客従業者の生年月日、国籍、在留資格等を確認した記録を作成及び保存しているか（4号、5号営業を除く）。	D	適・否
	8 営業時間は守られているか。	C	適・否
	9 照度及び騒音振動の基準は守られているか。	D、E	適・否
	10 広告及び宣伝の規制は守られているか（卑わい、射幸心、騒音等）。	D	適・否
	11 年少者の立入禁止の表示はあるか。	C	適・否
	12 料金の表示は適正にされているか（特定遊興飲食店営業を除く。）。	C	適・否
	13 風適法施行条例の遵守事項は守られているか（卑わい行為、出入口等施錠、客の求めない飲食提供、表示料金以外の請求、4号のみ（賭博類似行為・射幸心営業等）等）。	H、I	適・否
	14 その他（ ）		適・否
□ 店（店舗型電話・異性紹介）風俗営業	1 無届営業をしていないか。	B	適・否
	2 営業禁止地域ではないか（無店舗型は受付所営業に限る。）。	A	適・否
	3 広告・宣伝違反はないか（無届営業者による広告、当該営業以外の広告等（店舗型電話異性紹介を除く。））。	C	適・否
	4 広告・宣伝方法は適正か（制限区域広告、卑わい広告等（無店舗型は受付所営業に限る。））。	C	適・否
	5 接客従業者の生年月日、国籍、在留資格等を確認した記録を作成及び保存しているか。	D	適・否
	6 スカウトバック等に関する違反はないか（店舗型電話異性紹介を除く。）。	B	適・否
	7 営業時間は守られているか（無店舗型は受付所営業のみ、店舗型4号を除く。）。	—	適・否
	8 年少者の立入禁止等の表示はあるか（無店舗型は受付所営業のみ。）。	—	適・否
	9 営業所（無店舗型は事務所）に届出確認書を備え付けているか。	—	適・否
	10 その他（ ）		適・否
□ 深夜酒類提供飲食店	1 無届営業をしていないか（深夜における酒類提供飲食店に限る。）。	E	適・否
	2 営業禁止地域違反はないか（深夜における酒類提供飲食店に限る。）。	B	適・否
	3 営業者、営業所名称、営業所の構造設備（軽微な変更を除く）に変更はないか（深夜における酒類提供飲食店営業に限る。）。	F	適・否
	4 営業所の構造及び設備は技術上の基準に適合しているか。	D	適・否
	5 照度及び騒音振動の基準は守られているか（深夜における営業に限る。）。	D、E	適・否
	6 接客従業者の生年月日、国籍、在留資格等を確認した記録を作成及び保存しているか（午後10時から午前6時までの時間において営む酒類提供飲食店に限る。）。	D	適・否
	7 その他（ ）		適・否

上記指摘されたとおり、違反をしたことに間違いありません。

年 月 日

立会人氏名

別記様式第3号

風俗営業所等立入調査結果報告書

実施者	(職名)	(階級)	(氏名)	(職名)	(階級)	(氏名)
	(職名)	(階級)	(氏名)	(職名)	(階級)	(氏名)

立入日時	年 月 日 : 年 ~ :
------	---------------

立入対象	業種	<input type="checkbox"/> 風 俗 営 業 () <input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業 () <input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業 (法第2条第7項第1号の営業に限る。) <input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 酒類提供飲食店営業 (午前6時から午後10時までの時間のみ営むものを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()				
	所在地					
	名称					
	営業者	(住所等)	(氏名 (法人の場合は名称及び代表者名))			(生年月日)

立会人	(住所等)					
	(役職等)	(氏名)	(生年月日)	(連絡先)		

立入状況	立入区分	<input type="checkbox"/> 通常立入り <input type="checkbox"/> 特別立入り ()				
	営業状況等					

立入結果	<input type="checkbox"/> 違反あり <input type="checkbox"/> 違反なし					
	違反概要					

措置方針	<input type="checkbox"/> 行政処分上申 <input type="checkbox"/> 指導・警告 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	理由					

聴聞決定 予定日の 通知	通知の必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	無の理由 ()			
	聴聞決定予定日	年 月 日 (立入日から起算して90日以内)				
	通知日 (立入日から起算して10日以内)	年 月 日	通知書交付日	年 月 日		

留意事項 立入対象が風俗営業又は特定遊興飲食店営業であり、立入調査チェックポイントにおいて量定AからCの違反があった場合、原則として聴聞決定予定日を通知すること。